## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称		道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案		
担当部局		国土交通省自動車局自動車情報課 電話番号: 03-5353-8563	e-mail: doi-y55pb@mlit.go.jp	
		国土交通省自動車局審査・リコール課 電話番号: 03-5353-8563	e-mail: sakimitsu-y297@mlit.go.jp; terasaka-k2cj@mlit.go.jp	
		国土交通省自動車局整備課 電話番号: 03-5353-8563	e-mail: nonaka-h22r@mlitgo.jp	
評価実施時期		平成27年3月12日		
規制の目的、内容及び必要性等		(2)「図柄入りの自動車登録番号標」の導入を契機に自動車登録番号標の (3)回送運行許可証の有効期間を回送運行の許可の有効期間に一本化等 (4)装置製作者等への報告徴収・立入検査を通じ、迅速かつ確実なリコーノ る。	注)において、国への現車提示を不要とすることで、使用者の利便性の向上を図る。 再交付に係る所有者の選択肢を拡大することで、所有者の利便性の向上を図る。 することで、回送運行業者の事務負担の軽減、事業活動の円滑化を図る。 レの実施を促進することで、自動車の使用における安全・安心の一層の確保を図 を期間短縮等、更なる合理化を図ることで、より安全な自動車の普及促進を図る。	
		(2)道路運送車両法 第11条 自 法令の名称・関連条項とその内容 (3)道路運送車両法 第36条の (4)道路運送車両法 第63条の	94条の5 一時抹消登録中の自動車の新規検査における民間の業務範囲の拡大 動車登録番号標の再交付に係る条件の緩和 2 回送運行許可制度に関する規制の見直し 4 リコールの勧告等に係る報告徴収・立入検査制度の強化 2 共通構造部型式指定制度の創設	
想定されるか		(3)回送運行許可の有効期間を廃止する。 (4)装置制作者等に対して法令によらない報告徴収・立入検査を実施する。 (5)従来の法律に基づき、型式指定の対象となる装置を拡充することで、自	を受けることができるよう規制を緩和するものであり、代替案は想定できない。) 動車の型式指定制度における効率化を図る。	
規制の費用		費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	(1)新たな費用は発生しない。 (2)再交付を申請する場合は自動車登録番号標の交付手数料の負担が 発生する。	<ul><li>(1)新たな費用は発生しない。</li><li>(2)-</li></ul>	
		(3)新たな費用は発生しない。	(3)新たな費用は発生しない。	
		(4)装置製作者等が報告徴収·立入検査に対応するための費用が発生する。	(4)装置製作者等が報告徴収・立入検査に対応するための費用が発生する。	
		(5)共通構造部の型式指定を申請する場合は手数料の負担が発生する。	(5)多数の装置指定を取得するための費用が発生する。	
	(行政費用)	(1)〇民間の整備工場の監査コストが増大する。	(1)〇民間の整備工場の監査コストが、改正案より大幅に増大する。	
		(2)〇申請者が自動車の所有者であるかを確認するコストが発生する。	(2)-	
		(3)特になし。	(3)特になし。	
		  (4)○報告徴収・立入検査の実施に要する費用が発生する。	  (4)〇報告徴収·立入検査の実施に要する費用が発生する。	
		(5)〇申請に応じて共通構造部の型式指定を行う審査コストが発生する。	(5)〇多数の装置指定を行う審査コストが発生する。	

	(その他の社会的費用	(1)特になし。 (2)特になし。 (3)特になし。 (4)特になし。	(1) 〇構造等が変更される蓋然性が高い自動車についても民間の整備工場に構造等の変更の有無の確認を任せることで、自動車検査証記載事項に不備が生じ、基準不適合車両が運行の用に供される可能性が高まる。これにより安全性が阻害されるおそれが生じる。 (2)- (3) ○更新や返納がなくなることで、回送運行許可番号標等の管理が不十分になり、不正使用されるおそれが高まる。 ○一度許可を受ければ検査や登録を受けることなく自動車を運行の用に供し続けることが可能となるため、道路運送車両法で規定する検査制度や登録制度の意義を没却させ、安全性が確保されていない自動車が道路上を走行する危険性が大幅に増す。 (4) 特になし
		(5)特になし。	(5)特になし。
規制の便益	<u> </u>	便益の要素	代替案の場合
		(1)〇貨物自動車の中古新規検査の際、現車提示が省略可能となることで、自動車検査独立行政法人に支払う手数料、運搬に係る費用が削減され、また、これらに伴う時間が短縮される。 〇国への現車提示が省略可能となることで、自動車検査独立行政法人による保安基準適合性審査の業務が微減する。 (2)〇自動車の所有者の希望に応じて「図柄入りの自動車登録番号標」の交付を受けることが可能となることで、所有者の利便性の向上が図られる。	保安基準適合性審査の業務が減少する。
		(3) 〇回送運行許可証の更新頻度が下がるため、回送運行業の許可に係る費用等が低減することにより、効率的な事業運営に資する。 〇回送運行許可証等の返納期間の延長により、これに伴う回送運行業者の負担が軽減する。 〇回送運行許可証の交付の審査や管理に係る行政コストが低減する。	(3)〇回送運行許可証の更新が不要となるため、回送運行業の許可に係る費用等が低減することにより、効率的な事業運営に資する。 〇回送運行許可証の交付の審査や管理に係る行政コストが低減する。
		(4) 〇リコールに必要な情報の収集能力強化によりリコールの実施が迅速・確実化する。	(4) 〇リコールに必要な情報の収集能力強化によりリコールの実施が迅速・確実化され、自動車の安全性の向上及び環境保全に寄与するが、法令に基づかないものであるため、装置製作者等に拒否されれば、当該規制案に比べ便益は小さくなる。
		(5)〇共通構造部の型式の指定を活用することにより、自動車の型式指定に係る審査において型式の指定を受けた共通構造部の審査が省略され、自動車の型式指定における審査期間の短縮や提出書面の削減が図られる。 〇共通構造部の型式指定は、国際協定に基づく相互承認に活用することが可能であり、自動車を輸出する場合において、自動車製作者等は海外で認証コストが低減する。	(5)〇自動車の型式指定に係る審査において、従来に比べ、多くの型式指定を受けた装置について審査が省略されることにより、自動車型式指定における審査期間が短縮される。
政策評価の(費用と便益	<b>の関係の分析等</b> )	ため、何も実施しない場合と比べると、改正案の便益は費用を上回ると言え 〇代替案は、便益が改正案より大きいが、監督に係る行政コスト及び安全!	に係る社会的コストも改正案よりも大きい。現行においても民間の整備工場による不 を然性が高い自動車まで民間の整備工場に構造等の変更の有無の確認を任せると

	るが、本改正案においては、報告徴収等に係る一定の費用は発生するものの、リコール1件あたり平均約2.6万台についてリコールの迅速性・確実性が向上し、自動車の安全性の向上及び環境保全が促進されるという便益は、費用より大きいと考えられるため、改正する意義がある。 〇代替案と比較しても、報告徴収・立入検査を法令に基づかずに実施するのであれば、装置製作者等に拒否された場合に情報の入手が困難になり、リコールの迅速性・確実性の便益が下回ることから、改正案は代替案より適当である。 (5)共通構造部型式指定制度の創設 〇何も実施しない場合と比べ、自動車の審査の合理化により型式指定に係る審査期間の短縮や提出書面の削減が図られる。改正案により発生する行政コストに比べて、審査の合理化により申請者の便益の方が大きく、他の費用は発生しないことから、費用と便益の関係においても、これを実施することは十分に意意があるものである。
	〇代替案と比較しても、改正案においては、複数の装置を一括して共通構造部として型式を指定することが出来るため、それぞれの装置について個々に型式を取得する代替案に比べ、改正案の方が効率的な制度運用が可能となるほか、国際協定に基づく相互承認による便益も見込まれる。以上のことから、改正案は代替案より適当である。
有識者の見解その他関連事項	①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定) ②交通政策審議会「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」中間整理(平成27年2月)
レビューを行う時期又は条件	平成33年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。
備考	図柄ナンバー導入のための規制緩和による自動車の利便性向上、回送運行業者に対する規制緩和による事業の円滑化のほか、自動車の検査及び型式指 定に係る審査の合理化並びにリコールの体制強化による自動車の使用における安全・安心の確保に資するものであるため、本法案における規制は有効であ る。